

## 非主食用米（飼料用米等）に係る普及指導活動手法

都道府県名： 徳島県

普及指導センター名： 徳島農業支援センター

## 【地域の概要及び取組の背景】

近年の飼肥料価格の高騰から、国産飼料の確保及び施肥コスト低減を図るため、未利用資源である家畜ふん尿の利活用等を推進する、地域循環型農業の確立に向けた生産者主導の研究会を組織した。

特に当支援センター管内の場合、畜産農家と稲作と中心とした耕種農家が連携した検討等が行われておらず、双方のメリット出しを自発的に進めるため、当支援センター並びに関係機関がアドバイザーとして関与し、前向きな地域農業のあり方を本年6月から調整し、7月18日に「徳島地区耕畜連携型農業研究会」（事務局：A養鶏農業協同組合）として発足した。

平成20年12月までにおいて、設立総会を含め3回開催している。

## 【取組の具体的な内容・成果】

## 1 取組の概要

当管内において、平成20年6月より耕種農家（稲作中心）と畜産農家（養鶏、養豚など）とが自主的に、これからの地域営農のあり方について、連携した勉強会を開催することを当農業支援センターの活動課題として取り組んでいる。

特に中心となる「A養鶏農業協同組合」及び「農事組合法人B」などが発起人となり、継続的実施を目的に任意組織の「徳島地区耕畜連携型農業研究会」を平成20年7月24日に発足させた。当初より行政主導ではない組織運営ということで会長、副会長、事務局は生産者側におき、行政についてはアドバイザーとなり、検討する項目毎に講師等として支援・助言活動を行っている。

## 2 特筆すべき取組内容

## (1) 非主食用米の生産利用に向けた関係機関等による推進体制の整備，農業者等に対する意向把握

- ・現時点では、市町村、農業支援センターが中心となり「飼料用米」等に関して情報収集した内容を主に県庁を通じ各会議で伝達している。
- ・第2回研究会においては、県庁の米麦担当、飼料担当から本年度までの実施報告を受け、年明けまでに飼料用米（新規需要米）への助成措置等を確認し、取り組み面積等詳細の調整作業に入る予定。

## (2) 非主食用米の生産農家の確保

- ・現状では、生産者から約2ha栽培したいとの意向を受けているが、「新規需要米」に対する助成措置や耕作放棄地の解消等、地域をあげた取り組みによる「飼料用米」栽培の実施につながるかどうかについて、年明け1月後半に更なる検討を行い作付面積の確保にむけた支援活動に取り組む。

## (4) 非主食用米の生産農家と需要者のマッチング

- ・「徳島地区耕畜連携型農業研究会」は、当初生産者の所在地であるC市、D町のみで県内に取組み組織が他にないことから、県域での連携に繋がるべく、組織の持ち方を県畜産課等と連携の強化を検討し、意向のある市町村、JAなど関係機関の参画を促す予定。

## (5) 非主食用米の低コスト多収生産に向けた栽培技術等の実証

- ・県畜産研究所の現地実証ほの成績結果等を十分に検討し、低コスト・多収品種の確立に向けた取組みを行う。
- ・「主食用米」と「新規需要米」の価格面での調整が特に重要であり、経営として成り立つ取組（新規需要米に適した多収米の品種確立、畜産堆肥による肥料コスト低減など）として、稲作農家のメリットを如何に導くか、引き続き研究機関と連携し（機械化を含め粗放化による栽培等での）コスト面の引き下げを検討する。

## 【今後の課題，予定等】

- ・本年度は、飼料米の展示ほが、県内2ha程度で終わったことから実際の栽培方法などは確立していない。
- ・需給バランスの面で、供給側の稲作農家は主食用米単価、需要の畜産側は肉、卵等商品に飼料用米付加がブランド化として価格転嫁できるか未確定であり、価格決定が今尚不透明である。
- ・現在、管内のC市において、今年度にJAが事業主体となる「米粉製造施設」が予定されており、稲作農家の県内エリア別での「新規需要米」への地域間調整も必要となる。